

令和5年第1回三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携デジタル社会推進分科会

提出資料

◎議案事項

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 議案第4号 | 令和5年度三重県一般会計予算（関係分）について
（県税収入予算について） | 1 |
| 2 | 議案第51号 | 令和4年度三重県一般会計補正予算（第11号）（関係分）
について（県税収入補正予算について） | 2 |
| 3 | 議案第20号 | 三重県退職手当基金条例案について | 3 |
| 4 | 議案第68号 | 三重県公共施設等総合管理推進基金条例案について | 5 |

◎所管事項

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 令和5年度税制改正について | 6 |
|---|---------------|---|

令和5年3月10日
総務部

◎議案事項

1 議案第4号 令和5年度三重県一般会計予算（関係分）について
（県税収入予算について）

令和5年度県税収入については、2,746億8,500万円と見込んでおり、これは令和4年度県税収入当初予算に比べ94億900万円（前年度比3.5%増）の増収となっています。

主な要因は、個人県民税が、個人所得の増加等により、計20億2,200万円の増（前年度比2.8%増）、法人県民税と法人事業税の法人二税が、法人業績（所得）の好調により、計40億4,700万円の増（前年度比6.4%増）、地方消費税が、輸入取引にかかる貨物割について原油価格の高騰や円安に伴う輸入額の増により、計32億7,000万円の増（前年度比4.7%増）などです。

（単位：百万円、%）

区分 税目	R4年度 当初予算額 (A)	R5年度 当初予算額 (B)	比較 (B) - (A) = (C)	前年度比 (%) (C) / (A)	主な増減理由
個人県民税	71,037	73,059	2,022	2.8	個人所得の増、上場企業業績の好調による配当増、株高による株式等譲渡所得の増
法人県民税	5,343	5,370	27	0.5	法人業績(所得)の好調
県民税利子割	349	183	△166	△47.6	長期の高利回り定額貯金の満期到来の影響が落ち着いたことによる
個人事業税	2,704	2,529	△175	△6.5	前年度は感染防止協力金等により個人事業所得が増加したことによる反動減
法人事業税	57,432	61,452	4,020	7.0	法人業績(所得)の好調
地方消費税	69,430	72,700	3,270	4.7	(譲渡割)輸出増に伴う還付額の増による減 (貨物割)原油価格の高騰や円安による輸入額の増による増
不動産取得税	3,834	5,191	1,357	35.4	大規模家屋(新築)の課税増加
県たばこ税	1,950	2,040	90	4.6	税率引き上げによる影響
ゴルフ場利用税	1,694	1,684	△10	△0.6	ゴルフ場利用者数の減少
自動車税 環境性能割	2,649	1,904	△745	△28.1	登録見込み台数の減少及び燃費向上に伴う減税額の増
自動車税 種別割	27,230	26,901	△329	△1.2	登録見込み台数の減少及び恒久減税の影響
鉾区税	2	3	1	50.0	端数処理(切り上げ)による増
軽油引取税	21,113	21,133	20	0.1	物流の回復による増
狩猟税	19	19	0	0.0	前年並み
産業廃棄物税	490	517	27	5.5	県外からの産業廃棄物の搬入量増加
県税計	265,276	274,685	9,409	3.5	
法人二税	62,775	66,822	4,047	6.4	

2 議案第 51 号 令和 4 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号） （関係分）について（県税収入補正予算について）

令和 4 年度県税収入については、今回の補正予算において、9 億 5,100 万円を減額し、補正後の県税収入額は、2,763 億 2,600 万円となっています。

主な要因としては、県民税配当割が、上場株式等の配当等の増により、6 億 4,100 万円の増、県民税株式等譲渡所得割が、株高に伴う株式等譲渡所得の増により、2 億 9,000 万円の増となっている一方、法人事業税が、法人業績（所得）は基本的には好調ですが、12 月補正から想定ほどの伸びが見られなかったことにより、10 億 9,000 万円の減、自動車税環境性能割及び種別割が、登録台数の減少や燃費向上に伴う減税額の増により、合わせて 6 億 2,600 万円の減、となっています。

（単位：百万円、％）

区分 税目	現計(補正前) 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (C)	対補正前 比(%) (C)/(A)	前年度 決算比 %	主な増減理由
個人県民税	71,037	931	71,968	101.3%	98.2%	(配当割) 上場企業業績の回復による 配当増 (株式等譲渡割) 株高に伴う株式等 譲渡所得増
法人県民税	5,588	0	5,588	100.0%	101.5%	
県民税利子割	349	△ 166	183	52.4%	55.5%	長期の高利回り定額貯金の満期到来の 影響が落ち着いたことによる
法人事業税	67,145	△ 1,090	66,055	98.4%	112.5%	法人業績(所得)は基本的には好調だが、 12月補正から想定ほどの伸びが見られな かったことによる減
自動車税 環境性能割	2,649	△ 460	2,189	82.6%	126.8%	登録台数の減少及び燃費向上に伴う減税 額の増
自動車税種別割	27,230	△ 166	27,064	99.4%	100.1%	登録台数の減少及び恒久減税の影響
県税計	277,277	△ 951	276,326	99.7%	103.1%	
法人二税	72,733	△ 1,090	71,643	98.5%	111.6%	

3 議案第20号 三重県退職手当基金条例案について

1 制定理由

令和5年度から令和14年度までの定年引上げ期間においては、2年に一度、定年退職者が生じず、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することが見込まれることから、退職手当に係る負担を年度間で平準化し、退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、三重県退職手当基金を設置するものです。

2 主な制定内容

- (1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定します。
- (2) 65歳への段階的な定年引上げが完了する令和15年3月31日限り、その効力を失います。

3 今後の基金の活用

令和6年度以降の退職手当の財源として活用します。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

【参考】

○基金積立の規模

令和5年度当初予算 約45億円

○「地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について（通知）」（令和4年6月24日付け総務省公務員部通知）の抜粋

（3）定年引上げ期間中の退職手当の適切な支給

定年の段階的な引き上げにより、2年に一度、定年退職者が生じないことから、定年引上げ期間中、地方公共団体の退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することが見込まれるため、基金を活用するなど、年度間の財源調整を行うことにより、退職手当の支給に必要な財源を安定的に確保すること。

定年の段階的引き上げ（概要）

生年月日 年度 定年	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳		
S32.4.2 ～S33.4.1	65 再任用											
S33.4.2 ～S34.4.1	64 再任用	65 暫再										
S34.4.2 ～S35.4.1	63 再任用	64 暫再	65 暫再									
S35.4.2 ～S36.4.1	62 再任用	63 暫再	64 暫再	65 暫再								
S36.4.2 ～S37.4.1	61 再任用	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再							
S37.4.2 ～S38.4.1	60 定年退職	61 暫再	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再						
S38.4.2 ～S39.4.1	59	60	61 定年退職	62 暫再	63 暫再	64 暫再	65 暫再					
S39.4.2 ～S40.4.1	58	59	60	61	62 定年退職	63 暫再	64 暫再	65 暫再				
S40.4.2 ～S41.4.1	57	58	59	60	61	62	63 定年退職	64 暫再	65 暫再			
S41.4.2 ～S42.4.1	56	57	58	59	60	61	62	63	64 定年退職	65 暫再		
S42.4.2 ～S43.4.1	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65 定年退職	
S43.4.2 ～S44.4.1	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65 定年退職

4 議案第68号 三重県公共施設等総合管理推進基金条例案について

1 制定理由

県有施設には、相当程度の経過年数を経た施設が多く、今後、改修等を適切に実施していく必要があることに加え、将来的に建て替え需要が本格化することを見据え、みえ公共施設等総合管理基本方針等に基づき、県が所有する公共施設等について長寿命化を図るための改修、更新その他総合的な管理に要する経費の財源に充てるため、三重県公共施設等総合管理推進基金を設置するものです。

2 主な制定内容

基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定します。

3 今後の基金の活用

県が所有する公共施設等について長寿命化を図るための改修、更新その他総合的な管理に要する経費の財源として活用します。

4 施行期日

公布の日から施行します。

【参考】

○基金積立の規模

令和4年度最終補正予算 10億円

◎所管事項

1 令和5年度税制改正について

令和5年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

1 車体課税【自動車税環境性能割・種別割】

(1) 税率区分の見直し【環境性能割】

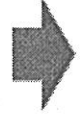
燃費性能がより優れた自動車の普及促進のため、税率区分が2年ごとに見直されており、令和4年度末はその時期に当たりますが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分について、令和5年12月末まで据え置かれます。

そのうえで、2035年（令和17年）電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度が3年間で段階的に引き上げられます。

自動車税（自家用乗用車）

〔現行〕（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕（令和5～7年度） ※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月～）	（令和7年4月～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

(2) クリーンディーゼル車の経過措置【環境性能割】

クリーンディーゼル車の取扱いについても、令和5年12月末まで現行制度が据え置かれ、令和6年1月以降はガソリン車と同等の取り扱いとされます。

	令和5年4月～	令和6年1月～
2030年度燃費基準 60%達成～	非課税	上記(1)の 税率区分による
上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	3%	

(3) グリーン化特例（軽課）・経年車重課の見直し【種別割】

電気自動車等を取得した場合における軽課措置の適用期限が3年延長されます。

なお、営業用乗用車については、適用対象車が段階的に重点化されます。

グリーン化特例・経年車重課の見直し（案） 取得期間（軽課）：令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年延長）

特例割合		適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
	登録車 75%軽減 軽自動車 50%軽減	2030年度基準90%達成(営業用乗用車のみ) →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	登録車 50%軽減 軽自動車 25%軽減	2030年度基準70%達成(営業用乗用車のみ) →令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
重課	登録車 15%重課 (バス・トラックは10%重課) 軽自動車 20%重課	ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、ディーゼル車(11年超)

(4) 燃費・排ガス不正行為への対応【環境性能割】【種別割】

不正を行ったメーカーに納付不足額を負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合が現行10%から35%に引き上げられます。(令和6年1月1日施行)

(5) 先進安全技術搭載トラック・バスに係る特例措置の見直し

【環境性能割】

特例措置の対象に、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が追加され、適用期限が2年延長されます。

なお、側方衝突警報装置を搭載したトラックについては、措置義務化の令和6年4月30日までが適用期限となります。

2 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。